



子どもの成長過程を通じて 子育てしながら 誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化

▶ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる 社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を 実現する。

1. 提案•要望内容 _____

【提案・要望先】内閣府・厚生労働省

- (1) 人的資源・財務基盤の脆弱な中小企業への支援強化
- 育児休業取得時の代替要員の確保、周囲の従業員の負担軽減、モチベーション確保等を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化
- <u>(2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築</u>
- 妊娠・幼児期だけでなく、学齢期など子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に 応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みの構築(法整備を含む)

- 2. 提案・要望の理由

- (1) 人的資源・財政基盤の脆弱な中小企業への支援強化
- 本県で働く従業者の8割以上を占める中小企業では、少子高齢化による労働人口の減少等の影響により慢性的な人材不足が顕著であり、また属人的な業務形態も相まって、従業員の育児休業取得に対応できる代替要員が確保できない現状がある。また、周囲の従業員への負担増大により、モチベーションの低下を招くことが課題となっている。
- このため、既存の両立支援等助成金においては、<u>代替要員確保に対する助成額の</u> <u>拡大</u>と併せ、<u>周囲の従業員の負担軽減に資する業務改善や人材育成、モチベーション</u> 確保への対策経費についても支援の対象とするなど大幅な強化が望まれる。

(2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- キャリア形成と子育ての両立を目指す中で、女性だけが育児休業の取得や短時間 勤務を強いられたり、結果的に離職を余儀なくされ、非正規雇用など不安定な就労形態を選択せざるを得ず、自身の望むキャリアを断念するケースがある。
- このため、妊娠・出産から乳幼児期だけでなく、<u>学齢期など子どもの成長過程を通</u>じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員それぞれがこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分 らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支 援制度を周知啓発するとともに、気運醸成につながる取組を進めている。
- 誰もが進学や就職、結婚や出産といった人生の節目において希望に応じた生き方 や働き方を選べるように、これまで女性のライフステージに応じた切れ目のない施 策を部局連携で展開してきた。

【課題】

(1) 人的資源・財政基盤の脆弱な中小企業への支援強化

○ 多様で柔軟な働き方ができる環境整備が中小企業では進んでいない。

項目	1,000 人以上	10~29 人
育児のための短時間勤務制度	90.4%	54.3%
育児に携わる従業員の所定外労働の免除	75.3%	43.0%
テレワークの在宅勤務制度	46.6%	11.0%
変形労働時間制	57.5%	29.8%
長時間労働抑制について経営トップがメッセージ発信	52.1%	22.5%

出典:令和4年滋賀県労働条件実態調査

○ 中小企業からはアンケート等で従来から「支援制度を知らなかった」との回答が 多数あり、支援制度の効果的な広報が課題である。また、仕事と子育ての両立支援 において、業務改善や人材育成などにも取り組まれる事業者は、国の両立支援等助 成金と他の助成金を併用して手続きする必要がある。

(2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

○ 女性の活躍という視点だけでなく、子どもの視点に立ち、大人へと成長するまで の間、誰もが子育てに関わりながら、自身のキャリア形成も実現できる社会環境づ くりを進めていく必要がある。

妊娠期 出産 乳幼児期 学齢期

労働基準法、 男女雇用機 会均等法に よる 母性保護、 母性健康 管理等

男女雇用機 〇育児・介護休業法による両立支援制度

育児休業、産後パパ育休(出生児育児休業)、 短時間勤務等の措置、子の看護休暇制度、 時間外労働の上限規制、転勤についての配慮、 所定外労働(残業)の免除、

不利益取扱いの禁止、深夜業の制限、育児休業等に関するハラスメントの防止措置

本人の希望に応じて安心して 子育てに取り組める環境の構築

- ・配慮義務等の期間延長
- ・学校行事休暇、学校休業休暇等 の整備促進

担当:商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3751 女性活躍推進課 TEL 077-528-3771